

天北地域における生活交通の確保の取組について

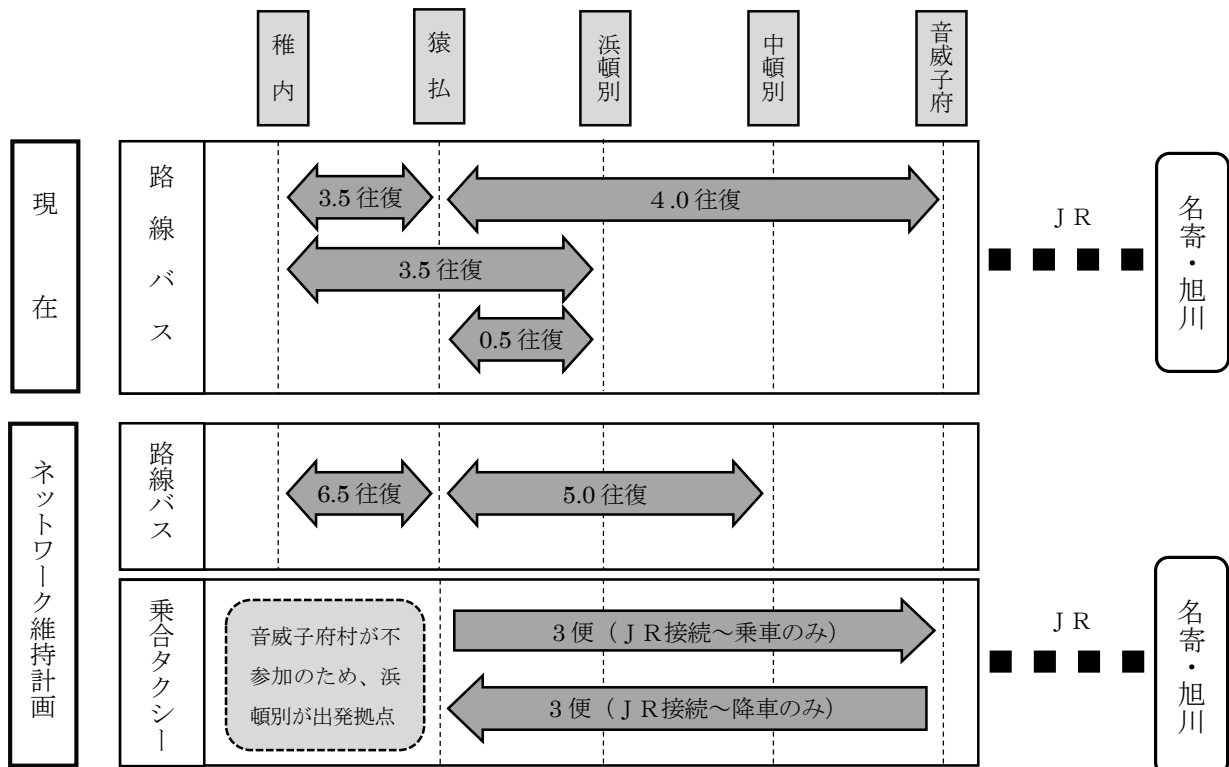
1 経過

- 平成元年 4 月 30 日の J R 天北線の廃止に伴い、沿線 5 市町村（稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、音威子府村）により天北線代替輸送連絡調整協議会を設立し、代替バスの運行により地域住民の足を確保することとなり、宗谷バスによる代替輸送の運行を開始。
- 沿線人口の減少などにより、年間利用者は平成 2 年の約 37 万人から平成 25 年には約 15 万人まで落ち込んでいる。
- 運行当初から赤字路線であり、各市町村で転換交付金を積み立てた基金による赤字補填を行い運行されているが、平成 25 年度末現在の基金残額は当初の 55% にまで減少している。



2 地域における取組

- 基金のあるうちに抜本的な見直しを行うことが必要であることから、今後とも地域住民の生活の足を維持していくため、沿線 5 市町村の行政代表や住民代表、交通事業者、関係機関による検討組織（地域公共交通会議）を設置し、平成 25・26 年度の 2 か年に亘り、本地域の公共交通のあり方について議論・検討し、平成 27 年 3 月に「利用者ニーズに即した持続可能な公共交通体系の再構築」を目的とする『天北地域生活交通ネットワーク維持計画』を策定した。
- 計画の内容は、以下のとおり。



【主な移動ニーズ】

- ① 「猿払⇒稚内」の通学・通院・買物。
- ② 「猿払⇒浜頓別」、「中頓別⇒浜頓別」の通学及び「中頓別⇒浜頓別」の通院・買物
- ③ 「浜頓別・中頓別⇒音威子府（経由）」による J R 乗継（目的地：名寄・旭川・札幌）

★ 地域内の移動（①、②）は、通学などの一定の利用があるため、路線バスを運行。

地域外との移動（③）は、J R との乗継目的かつ利用者が少ないため、名寄方面の J R 特急との乗継を目的とする往復各 3 便とし、予約制（デマンド運行）とする。但し、音威子府乗車時の予約失念や予約徹底が困難な地域外利用者のため、予約が無い場合も音威子府まで回送する。

3 天北地域の地域特性とこれまでの取組から

(1) 広域的な取組の必要性

- 地方においては、人口減少・過疎化等により商業の衰退や医療機能が脆弱（診療科目の不足等）であることなどにより、住民が日常生活を営むための公的サービス等を地域外に求めざるを得ない状況となっている。
南宗谷地域（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）においても、買い物や通院のために地域外の名寄市や旭川市等の商業施設や医療機関（高度医療や地元が無い診療科目）を利用しており、行政的にも、振興局を跨いで広域・中小商圈が形成されていたり、広域での医療機能の分担・連携が進んでいる。
（※ 猿払村は商圈等は異なるが、旭川・札幌方面への移動手段として利用されている。）
- 地方における住民サービス機能の低下により、日常生活圏が拡大する中で、当地域のように商圈や医療の中心都市から遠距離に位置する地域は各地に存在（発生）すると考えることから、より広い視野で既存の圏域にとらわれない取組が必要になると考えられる。
- 交通機関としては、生活圏の中心都市との幹線となるJRや同様の利用が可能な高速バス、そして地域内や幹線までを繋ぐ生活交通バスの連携について、既存の圏域を越えて具体的に議論・協議できる環境が整うことを期待したい。

(2) 乗合タクシーに係る国庫補助制度等の改善

- 本来、公共交通機関としては、乗合バスは市町村間などの幹線の輸送、乗合タクシーは市町村内の支線の輸送の役割を担うものであるが、当地域では、実際の利用実態を踏まえ、地域内に路線バス、商圈・医療の中心都市との幹線に乗合タクシーを運行する計画とした。
- 関係町村の厳しい財政事情から、国庫補助（フィーダー系統）の活用を想定しているが、当地域の運行方法に当てはめると、必ずしも制度とマッチしない状況にある。
 - a 既存バス路線と同じルートの路線を運行する場合、（一定地域内を路線を定めずに運行する）区域運行でない場合は予約運行でなければ補助対象とならない（新規性の要件を満たさない）。
 - * 当地域の乗合タクシーは、JRとの乗継目的であることなどから、区域運行によって、運行時間の増加や到着が遅延することは避ける必要がある。
また、バス路線と同じ幹線国道以外のルートは想定されない。
 - b 長距離かつ当地域外に位置する音威子府でのJR乗継が目的であるため、予約制であっても全便を音威子府まで運行する必要が生じるが、そのための運行経費は補助対象経費とならない。
 - * 当地域における予約運行においては、「地域外からの利用者（観光客やビジネス客等）にとっても唯一の公共交通手段であるが予約の徹底は困難であること」、また、「地域住民が帰りの便の予約を失念した場合の代替交通手段や宿泊施設が音威子府村にないこと」から、予約無しであっても音威子府まで運行（回送）することを想定しているが、結果として利用者がいない場合の運行経費は補助対象外となる。
また、片道のみ利用の場合、回送分は補助対象外の扱いとなる。
- 人口減少により地域外との公共交通利用者が少人数となる地域においては、より小型の車両（乗合タクシー）が適当な輸送手段となり、天北地域と同様の状況となる可能性がある。また、JRの廃止等による地域間の幹線輸送手段の廃止・縮小により、同様の状況となる地域が新たに生まれる可能性がある。
そうした地域においては、住民だけでなく地域外からの訪問者にとっても乗合タクシーが唯一の公共交通手段となる可能性があり、自家用有償運送や補助制度について、地理的条件を含む地域の実情に即した柔軟な制度となることを期待したい。